

新潟県中小企業経営安定資金融資要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図って、その近代化と経営基盤の確立を促進し、県内中小企業の健全な発展に資するための融資について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。

2 この要綱において「事業協同組合等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- (2) 商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合若しくは酒類業組合又はこれらの連合会

3 この要綱において「取扱金融機関」とは、この要綱に基づく融資を取り扱う金融機関をいい、第四北越銀行、大光銀行、八十二長野銀行、北陸銀行、富山第一銀行、東邦銀行、きらやか銀行、秋田銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、新潟信用金庫、柏崎信用金庫、加茂信用金庫、上越信用金庫、長岡信用金庫、村上信用金庫、新井信用金庫、三条信用金庫、新発田信用金庫、新潟県信用組合、糸魚川信用組合、巻信用組合、協栄信用組合、新潟大栄信用組合、ゆきぐに信用組合、はばたき信用組合、興栄信用組合、商工組合中央金庫、新潟県信用農業協同組合連合会、北新潟農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合、えちご中越農業協同組合、魚沼農業協同組合、えちご上越農業協同組合、佐渡農業協同組合及びみなみ魚沼農業協同組合の県内営業店とする。

(融資対象者の資格)

第3条 この要綱の定めるところにより行う融資の制度(以下「県制度融資」という。)を利用することができる者は、この要綱に定める融資対象者であって、県内において原則として一年以上継続して同一事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、県制度融資を利用することができない。

- (1) 設備資金については、同一年度内で県の他の制度融資の設備資金又は公益財団法人にいがた産業創造機構が行う設備貸与事業を利用した者
- (2) 設備資金については、融資対象設備の設置に係る代金の支払いが完了している者
- (3) 返済能力がないと認められる者
- (4) 金融機関から取引停止処分を受けている者
- (5) 新潟県信用保証協会(以下「保証協会」という。)が行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
- (6) 県税を滞納している者
- (7) 県の制度融資を不正に利用した者その他知事が適当でないとした者

(融資条件)

第4条 融資条件は次の各号に定めるところによる。

融資対象者	資金使途	融資 限度額	融資利率	融資期間	返済 方法	信用 保証	担保・ 保証人
1 【一般枠】 県内で事業を営む中 小企業者及び事業協 同組合等	運転資金 及び設備 資金（土 地又は建 物の取得 資金を除 く。また 、県内設 置に限る 。）	中小企業者 4,000万円 事業協同組合 6,000万円	【責任共有制度対象外】 5年以内 年 2.10 パーセ ント 5年超7年以内 年 2.30 パーセ ント 【責任共有制度対象】 5年以内 年 2.30 パーセ ント	【運転】 5年以内 （据置期 間1年以 内を含む 。） 【設備】 7年以内 （据置期 間1年以 内を含む 。）	原則と して割 賦返済	保証協 会の信 用保証 付きと する。	担保： 取扱金 融機関 及び保 証協会 の定め るところ による。 保証人： 原則と して法 人代表 者を除 いては、 保証人 を徴求 しない ことと する。
2 【建物取得枠】 県内で事業を営む中 小企業者及び事業協 同組合等	建物の取 得（増改 築を含む 。）に係 る設備資 金（土地 の取得資 金を除く 。）	5,000万円	5年超7年以内 年 2.50 パーセ ント	1*年 以内を 含む。 ※建物取 得枠のみ 据置期間 2年以内 【借換*】 7年以内 （据置期 間1年以 内を含む 。）			
3 【経営者保証非提供枠】 （全国統一制度） 次の(1)から(5)まで のいずれにも該当する 法人である中小企業者 (1)信用保証協会への 保証申込日（以下「申 込日」という）以前2 年間（法人設立日から 起算して申込日までの 期間が2年間に満たな い場合は、その期間） において決算書等を申 込金融機関の求めに応 じて提出していること。 (2)申込日の直前決算 において、当該中小企	運転資金 、設備資 金（土地 取得資金 を除く。 また、県 内設置に 限る。）及 び既往借 入金（原 則として 保証協会 の保証付 融資に限 る。）の返 済資金（ 借換資金）	4,000万円					担保： 徴求し ないこ ととす る 保証 人： 徴求し ないこ ととす る

<p>業者（代表者に準ずる者を含む）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む）への役員報酬、賞与配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。</p> <p>(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。</p> <p>① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過^{*1}でないこと。② 申込日直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと^{*2}。</p> <p>(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。</p> <p>① 申込日以降においても決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企</p>						
---	--	--	--	--	--	--

<p>業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。</p> <p>(5)信用保証料率の引上げ^{*3}により経営者保証を提供しないことを希望していること。</p> <p>※1「純資産の額≥ 0」であること。</p> <p>※2「経常利益+減価償却≥ 0」であること</p> <p>※3中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2第5号に掲げる規定に基づき、保険料率が加算されることに伴うものに限る。</p> <p>【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）】</p>						
--	--	--	--	--	--	--

（信用保証料及び信用保証料補助）

第5条 第4条3(3)①及び②のいずれにも該当する場合は、新潟県信用保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%^{*}に相当する額を国が補助する。

2 第4条3(3)①又は②のいずれか一方のみに該当する場合又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、新潟県信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%^{*}に相当する額を国が補助する。

ただし、中小企業信用保険法施行規則第21条各号に定める事由に該当する場合については、新潟県信用保証協会が当該者に対して適用する所定の信用保証料率に上記1又は2に応じた信用保証料率の上乗せを行い、申込日に応じて0.05%から0.15%^{*}に相当する額を国が補助する。

なお、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外とする。
 ※補助期間は制度創設から3年目までとし、具体的には、令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%とする。

（県資金の預託）

第6条 この要綱の定めるところにより融資が行われたときは、知事は、別に定めるところに

より、予算の範囲内において県資金を取扱金融機関に預託するものとする。

- 2 前項の預託が実行された後、すでに行われた融資について、この要綱の規定に違反する事実が明らかになったときは、知事は、預託金の全部又は一部を引き揚げることができる。

(歩積両建預金の禁止等)

第7条 取扱金融機関は、融資の申込みを受けたときは、速やかに審査して融資を行わなければならない。

- 2 取扱金融機関は、県制度融資による融資については、利用者に歩積両建の預金を要求してはならない。

- 3 取扱金融機関は、県制度融資の融資状況を知事及び保証協会会長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

- 2 新潟県中小企業経営安定資金・特別対策融資要綱又は新潟県中小企業経営安定資金融資要綱(以下「経営安定資金等融資要綱」という。)の規定により行われた経営安定資金、地域産業対策資金、組合共同事業対策資金、大型店等進出対策資金又は中心市街地活性化対策資金融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年7月13日を中心とする梅雨前線豪雨により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成16年8月9日から平成16年12月30日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた経営安定資金等融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

- 3 新潟県中小企業経営安定資金・特別対策融資要綱又は新潟県中小企業経営安定資金融資要綱(以下「経営安定資金等融資要綱」という。)の規定により行われた経営安定資金、地域産業対策資金、組合共同事業対策資金、大型店等進出対策資金又は中心市街地活性化対策資金融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成16年新潟県中越地震により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成16年11月4日から平成17年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた経営安定資金等融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成20年3月31日のうち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

- 4 新潟県中小企業経営安定資金・特別対策融資要綱又は新潟県中小企業経営安定資金融資要綱(以下「経営安定資金等融資要綱」という。)の規定により行われた経営安定資金、地域産業対策資金、大型店等進出対策資金又は中心市街地活性化対策資金融資の融資期間については、当該融資を受けた者が、平成18年豪雪により損害を受け、経営の安定に支障を生じていると認められる場合にあっては、平成18年1月25日から平成18年3月31日までの間、当該融資が行われた日から当該融資が行われた時に施行されていた経営安定資金等融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は平成21年3月31日のう

ち先に到来する日までの範囲内で、その延長の取扱いをすることができる。

- 5 附則第2項又は第3項に基づく融資期間延長の取扱いを行っている場合にあっては、前項中「経営安定資金等融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日」を「経営安定資金融資要綱による融資期間に2年を加えた期間が経過する日又は附則第2項又は第3項に基づく融資期間延長後の融資期間に2年を加えた期間が経過する日のうち遅く到来する日」と読み替えるものとする。

(附則)

この改正は、昭和59年5月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和60年12月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和61年7月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和61年11月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和62年6月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、昭和63年10月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成元年10月20日から施行する。

(附則(抄))

- 1 この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成2年5月1日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成2年7月20日から施行する。

(附則(抄))

- 1 改正後の要綱は、平成2年9月1日から施行する。

(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成2年10月15日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成2年11月20日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成3年1月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成3年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成3年8月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成3年11月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成4年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成4年11月16日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成5年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成5年12月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成6年2月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成6年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成7年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成7年5月10日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成7年8月11日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成8年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成9年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成10年4月1日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成10年6月12日から施行する。
(附則(抄))

1 改正後の要綱は、平成11年4月1日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 11 年 5 月 24 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 12 年 6 月 30 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 13 年 7 月 31 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

改正後の要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 改正後の要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 この要綱は、平成 16 年 8 月 9 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 この要綱は、平成 16 年 11 月 4 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 この要綱は、平成 16 年 12 月 6 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 この要綱は、平成 18 年 1 月 25 日から施行する。

(附則 (抄))

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 23 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。

(附則)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に行われた融資については、なお、従前の例による。